日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人明治薬科大学
②設置大学名称	明治薬科大学
③担当部署	法人課
④問合せ先	042-495-8807　　hojin@my-pharm.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 10 月 8 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 14 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/governance/
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
	なし

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
	なし

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、大学の理念及び大学の教育目標を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 〈建学の精神〉 薬学の普及と社会に有用な薬剤師を養成し、医薬分業を実施し、もって国民の保健衛生へ貢献する。 〈大学の理念〉 ソフィア（純粋知）とフロネシス（実践知）を兼備えた人材を育成する。 〈大学の教育目標〉 １．薬物治療に責任を持てる薬剤師を養成する。 ２．強い探究心と洞察力を持つ、独創的発想力豊かな人材を育成する。 ３．柔らかな心と豊かな人間性を持った国際的に通用する薬学人を育成する。 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/idea/
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部及び大学院の「３つの方針（ポリシー）」として、①卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、②教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）③入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を示し、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にするとともに、これらを着実に実施し、実質化を図っています。 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/policy/
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学校法人明治薬科大学職員組織規程により、学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割の明確化を図っています。

実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しています。 具体的には、常設する各種委員会やその他、時限的に設置する委員会において、教員のみならず、当該業務を主管する部署の事務職員を構成員とすることで、定期的な委員会活動を通じて教職協働での大学運営を行っています。

実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に資する取組みとして、以下のような施策を実施しています。 ①ＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）活動 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにＦＤ推進組織を整備し、年次計画に基づき計画的にＦＤ研修を実施しています。 ②ＳＤ（スタッフ・ディベロップメント）活動 全ての教員・事務職員等の専門性と資質の向上のため、年次計画に基づき、計画的にＳＤ研修を実施しています。また、教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき、計画的に業務研修を実施しています。 （根拠資料） 学校法人明治薬科大学　運営の基本方針・予算編成方針 FD 活動：https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/fd/ SD 活動：https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/other/

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	理事会の基本方針である「明治薬科大学　運営の大綱」（11 項目）に基づき、3 年 7 か月間（2023 年 11 月 18 日～2027 年 6 月定時評議員会終結の時）の中期計画を策定するとともに、その実現に努めています。 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/general/

実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	法人（理事会）設置委員会の業務に応じて中期計画の遂行につき役割分担をしており、理事会にて、中期計画や委員会業務の進捗状況を定期的に把握し、進捗管理を行っています。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	大学の理念や教育目標を踏まえ、本学ではこれまで、①ソフィア（純粋知）とフロネシス（実践知）を兼備えた人材の育成、②薬物治療に責任を持てる薬剤師の養成、③強い探究心と洞察力を持つ、独創的発想力豊かな人材の育成、④柔らかな心と豊かな人間性を持った国際的に通用する薬学人の育成、に努めています。 薬学科では高い水準の国家試験の合格率、進路決定率を維持しています。また、生命創薬科学科では多くの卒業生が大学院へ進学し、修了後は研究・開発・技術職に就いています。これらのことから、社会の要請に応える人材の育成を実現できていると考えます。
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	社会貢献・地域連携の推進を目指し、本学では以下のような取り組みを実施しています。 ①　資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めています。 ②　産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能するよう努めています。 ③　地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供しています。 （例） 薬剤師生涯学習講座 https://www.my-pharm.ac.jp/contribution/nintei/chemist/ 市民大学講座 https://www.my-pharm.ac.jp/contribution/shimin/ 公開講座 https://www.my-pharm.ac.jp/contribution/extension/ 附属薬局 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/facility/fuyaku/

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	①「ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）」の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な生活を阻害する要因に対し、対応しています。

	ハラスメントの防止に向けての取組 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/harassment/ メイヤクの SDGs https://www.my-pharm.ac.jp/contribution/sdgs/ （支援・配慮への対応のための学内体制として関連委員会） ・ハラスメント防止委員会 ・男女共同参画推進委員会 ②「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう行動計画を策定し、取り組みを進めている。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 https://www.my-pharm.ac.jp/files/co/koho/pdf/actionplan202203.pdf ③令和７年９月２日ＳＤ研修会「学校・教育現場に求められる合理的配慮～障害者差別解消法上の留意点」を実施し、学内体制の整備充実に努めている。
実施項目２－２②	**説明**
役員等への女性登用の配慮	学校法人明治薬科大学寄附行為第38条第7項において、「評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。」と規定し、評議員への女性登用の方策の一つとして制度設計しています。 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/organization/

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の人材確保方針については、求める理事像に相当する、私立学校法上の「理事の基本的資格」の他、８項目の理事選任基準を規定化しています。理事選任機関（理事会と維持員理事選任委員会）について『学校法人明治薬科大学寄附行為』で定めるとともに『学校法人明治薬科大学　維持員理事選任委員会（維持員評議員選任委員会）運営規程』や『学校法人明治薬科大学維持員理事候補者選挙及び維持員評議員候補者選挙に関する規程』を整備するなど、理事の選任過程の透明

	性を確保するように努めています。なお、この理事の人材確保方針による選任は、令和７年４月以降の理事選任からとなります。（現理事の任期は、令和９年度の定時評議員会の終結の時までです。）
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営の透明性確保に関しては、『寄附行為』に「理事会の運営」を定めるとともに監事の監査及び会計監査人の会計監査並びに評議員会の諮問事項や決議事項などを定めています。評議員会との協働関係については、従来から評議員からの事前質疑事項の受付や文書に拠る法人（大学）の回答（回答書の配付）など丁寧な議事進行に努めています。また、理事会決議と評議員会決議が異なった場合には、評議員会の求めに応じて「理事・評議員協議会」を設置して解決できるような仕組みを制度化しています。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	『学校法人明治薬科大学ガバナンス・コード＜第 2 版＞』において、「2-2 理事 (4)」で理事への研修機会の提供と充実に努める旨明記しています。法人主催による私学経営などに関する役員研修会は、毎年度、複数回、定期的に実施しています。私学団体の会議又は私学経営セミナーにも多数の理事が参加して資質向上に努めています。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準及び選任方法については、『寄附行為』で定めています。私学法に規定されている監事及び会計監査人の資格要件を遵守するとともに経営、教学、会計の各分野に精通している人材を監事候補者として理事会は人選しています。監事は、独立性、適格性、実務経験等を勘案し、評議員会の決議により選任します。会計監査人は、独立性、適格性、監査体制、監査水準等を勘案した上で、評議員会の決議によって選任します。なお、この監事及び会計監査人の選任基準による選任は、令和７年４月以降の監事及び会計監査人の選任からとなります。（現監事の任期は、令和９年度の定時評議員会の終結の時までです。）
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	私立学校振興助成法監査において公認会計士又は監査法人と監事との間で監査計画の説明や監査結果の共有

	など連携を図って来たことから、今冬には私立学校法監査として会計監査人と監事との連携（相互の監査計画の説明と意見交換会）も行われます。内部監査室と監事との意見交換会として内部監査計画の説明を実施しています。いわゆる、三様監査の連携にも今後努めます。
実施項目３－２③	**説明**
監事への情報提供・研修機会の充実	『学校法人明治薬科大学内部統制システム整備の基本方針』の「監査環境の整備」において、監事の求めに応じて監事補助職員（兼務）を１名配置しており、監事からの調査依頼に対応しています。監事監査（年３回）はもとより、理事会資料及び評議員会資料も事前配信して監事の意見形成に資するよう努めています。加えて監事の法人委員会への陪席も認めるなど理事会の議題（議案）のプロセスについても見聞できるよう配慮しています。監事に対しても理事と同様に役員研修会（上述）の参加を認めています。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	**説明**
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	『寄附行為』に「評議員の選任及び解任等」について定めています。特に評議員の多様性の確保から「評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。」を規定しました。評議員は、①職員評議員、②事務局長評議員、③後援会評議員、④学外維持員評議員、⑤功労者評議員、⑥地域評議員、⑦学外選任評議員から選任します。「望ましい評議員像」も明文化しています。具体的な選任にあたり、『学校法人明治薬科大学評議員選任・解任規程』、『学校法人明治薬科大学　維持員理事候補者選挙及び維持員評議員候補者選挙に関する規程』及び『学校法人明治薬科大学　維持員理事選任委員会（維持員評議員選任委員会）運営規程』を踏まえて実行（適格者の人選）します。なお、この評議員の選任方法による選任は、令和７年４月以降の評議員選任からとなります。（現評議員の任期は、令和９年度の定時評議員会の終結の時までです。）
実施項目３－３②	**説明**
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	『寄附行為』に「評議員会の運営」を定めるとともに『学校法人明治薬科大学寄附行為施行規則』において招集手続、評議員会の招集、議長及び副議長、役員等の出席義務、採決など「評議員会の運営」に関して細

	部を規定しています。実施項目 3-１②に記載したとおり、評議員は、法人の業務や財産の状況又は役員の業務執行の状況について、意見を述べ、又は役員から報告を徴するなど、より良い法人運営に資するべく尽力しています。令和５年改正私学法の趣旨（概要）である、「建設的な協働と相互牽制の確立」に努めています。
実施項目３－３③	**説明**
評議員への情報提供・研修機会の充実	『学校法人明治薬科大学ガバナンス･コード＜第 2 版＞』の「2-5 評議員(2)」に記載のとおり、評議員への審議事項に関する情報提供(議案の詳細説明／議案の補足資料の配付／評議員からの事前質疑事項に対する法人(大学)の回答書の配付など)や研修機会(顧問弁護士による講習会／テーマ:改正私学法が求める評議員･評議員会の役割)を企画･実施しています。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	『学校法人明治薬科大学内部統制システム整備の基本方針』の「2.危機管理に関する体制」において危機管理に関する方針を定めるとともに『学校法人明治薬科大学危機管理基本規程』などで危機事象の対応方法等を明確にしています。『学校法人明治薬科大学 ガバナンス・コード＜第 2 版＞』の「4-4 危機管理及び法令遵守」において危機管理マニュアルの整備と事業継続計画の策定に取り組むことを規定し、危機管理マニュアルは整備されており、災害防止や不祥事防止対策に努めています。一方、大規模災害に対応した事業継続計画の具体化に向けた検討と対処方法や手順の確立については、喫緊の課題となっています。
実施項目３－４②	**説明**
法令等遵守のための体制整備	『学校法人明治薬科大学行動規範』､『学校法人明治薬科大学コンプライアンス方針』､『学校法人明治薬科大学 ガバナンス･コード＜第 2 版＞』において、役員、教員及び事務職員等は、法令及び寄附行為その他の法人の諸規程を遵守するとともに、社会的要請及び社会通念、社会倫理等を尊重して行動する旨を宣言しています。

	根拠資料： 学校法人明治薬科大学寄附行為 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/organization/ 学校法人明治薬科大学　ガバナンス・コード<第２版> https://www.my-pharm.ac.jp/files/co/koho/pdf/governance_code20250324_2.pdf 学校法人明治薬科大学 内部統制システム整備の基本方針 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/organization/ 望ましい評議員像 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/organization/ 学校法人明治薬科大学行動規範 https://www.my-pharm.ac.jp/files/co/koho/pdf/kenkyukatsudo_0 学校法人明治薬科大学コンプライアンス方針 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/organization/

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	明治薬科大学では、法令上公表が定められている情報のほか、教育研究活動および経営に関する情報について、自主的判断により対象者・公開方法・項目等を明確にした情報公開方針を策定し、体系的に情報公開を推進しています。 （掲載先 URL） https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/
実施項目４－１②	**説明**
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	明治薬科大学では、学生・保護者・教職員・地域社会など多様なステークホルダーが情報を理解しやすいよう、用語解説や図表の活用、説明文の添付など、分かりやすい情報提供に努めています。 公開媒体は、大学 HP、大学ポートレート、学校要覧、大学案内・パンフレット、広報誌等と多岐にわたり、それぞれの媒体に応じた説明方法を取り入れています。 （掲載例・URL） 〈大学 HP〉 https://www.my-pharm.ac.jp/

	〈大学ポートレート〉 https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/0000000026810 1000.html 〈学校要覧〉 ・薬学科 https://www.my-pharm.ac.jp/education/pharmaceutical/#risyu ・生命創薬科学科 https://www.my-pharm.ac.jp/education/discovery/#risyu ・大学院 https://www.my-pharm.ac.jp/education/grad/pharmaceutical/ 〈大学案内・パンフレット〉 https://www.my-pharm.ac.jp/shiken/demand/ 〈広報誌〉 https://www.my-pharm.ac.jp/koho/oi/koho/

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明